## 国立大学法人東京医科歯科大学統合イノベーション機構規則

令和2年4月1日 制 定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程(平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。)第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合イノベーション機構(以下「機構」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

第2章 機構

第3条 削除

(業務)

- 第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 知的財産の創出支援、保護及び活用に関すること。
  - (2) 産学官連携に関すること。
  - (3) イノベーション及び研究活動支援に関すること。
  - (4) 臨床研究の推進に関すること。
  - (5) 医療データの利活用に関すること。

(機構長)

- 第5条 組織運営規程第14条の7第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事、副理事又は副学 長をもって充てる。
- 2 機構長は、機構の管理運営について統括する。
- 3 機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前とする。

(副機構長)

- 第6条 機構に副機構長を置き、学長が指名する理事、副理事又は副学長をもって充てる。
- 2 副機構長は、機構長を補佐する。
- 3 副機構長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期の末日以前までとする。

(教職員)

第7条 機構及び各組織に、機構長及び副機構長のほかURA等を含む必要な教職員を置くことができる。

第3章 機構の組織

(センター等)

- 第8条 機構に、次に掲げるセンター等を置く。
  - (1) オープンイノベーションセンター
  - (2) ヘルスサイエンスR&Dセンター
  - (3) M&Dデータプラットフォーム
- 2 前項各号のセンター等に、それぞれ長(以下「センター長等」という。)を置く。
- 3 センター等に関し必要な事項は、別に定める。

## 第4章 研究連携戦略会議及び管理運営会議

第1節 研究連携戦略会議

(研究連携戦略会議)

第9条 研究連携戦略会議は、国立大学法人東京医科歯科大学統合研究機構規則(平成29年規則第59条)第4章第1節に定めるところによる。

第2節 管理運営会議

(構成員)

- 第10条 管理運営会議は、次の各号に掲げる者をもって構成する。
  - (1) 機構長
  - (2) 副機構長
  - (3) 第8条に定める各センター長等
  - (4) 統合イノベーション機構事務部長
  - (5) その他機構長が必要と認めた者
- 2 前項第5号の委員は、管理運営会議の議を経て、機構長が委嘱する。
- 3 審議事項に応じて、別にワーキンググループを設置することができる。

(議長)

- 第11条 管理運営会議に議長を置き、機構長をもって充てる。
- 2 議長は、管理運営会議を招集し、これを主宰する。

(審議事項)

- 第12条 管理運営会議は、第4条に規定する業務を遂行するため、次の各号に掲げる事項について審議する。
  - (1) 第8条に定める各センター長候補者の推薦に関すること。
  - (2) 教員及びURA等の人事に関すること。
  - (3) 予算に関すること。
  - (4) 第3条第1項第1号に定める組織及び各センターの運営に関するもののうち、特に重要な 事項
  - (5) その他議長が必要と認めた事項

(議事)

- 第13条 管理運営会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、 委任状の提出をもって委員の出席とすることができる。
- 2 管理運営会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第14条 管理運営会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴く ことができる。

第5章 オープンイノベーション・プロモーター

(オープンイノベーション・プロモーター制度)

- 第15条 機構に、オープンイノベーション・プロモーターを置く。
- 2 オープンイノベーション・プロモーターは、本学発イノベーション創出、産学連携プロジェクト創出に向けて、以下の役割を担う。
- (1) オープンイノベーションの推進に関する検討及び企画・立案
- (2) オープンイノベーション関連企画への参加及び所属部局への周知
- (3) その他、本学のオープンイノベーション推進に必要な活動
- 3 オープンイノベーション・プロモーターは、以下の者をもって充てる。
- (1) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻(医学系)の教員
- (2) 大学院医歯学総合研究科医歯学専攻(歯学系)の教員
- (3) 大学院医歯学総合研究科生命理工医療科学専攻(検査系)の教員
- (4) 大学院保健衛生学研究科の教員
- (5) 大学院医歯学総合研究科医歯理工保健学専攻又は歯学部口腔保健学科の教員
- (6) 生体材料工学研究所の教員
- (7) 難治疾患研究所の教員
- (8) 統合研究機構の教員
- 4 オープンイノベーション・プロモーターは、各部局からの推薦に基づき、学長が委嘱する。

(オープンイノベーション・プロモーターの任期)

- 第16条 前条のオープンイノベーション・プロモーターの任期は、2年以内とし、再任を妨げない。
- 2 前条のオープンイノベーション・プロモーターの任期の末日は、当該オープンイノベーション・プロモーターを委嘱する学長の任期の末日以前とする。
- 3 前条のオープンイノベーション・プロモーターに欠員が生じた場合の補欠のオープンイノベーション・プロモーターの任期は、前任者の残任期間とする。

(オープンイノベーション・シニアプロモーター)

- 第17条 前2条により、オープンイノベーション・プロモーターに委嘱された経験を有する者は、任 期満了後にはオープンイノベーション・シニアプロモーターの名称を使用することができる。
- 2 前項により、オープンイノベーション・シニアプロモーターの名称使用を希望する場合は、機構長に申し出なければならない。
- 3 機構長は、前項の申し出について、期間を定め名称使用を許可することができる。

## 第6章 その他

(事務)

第18条 機構に関する事務は、統合イノベーション機構事務部で処理する。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日規則第38号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和3年7月28日規則第79号)

この規則は、令和3年7月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、改正後の第10条第1項第4号の規定は、令和3年7月1日から適用する。

附 則(令和5年3月1日規則第24号)

- 1 この規則は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 国立大学法人東京医科歯科大学オープンイノベーション機構設置要項(平成31年1月9日制定)は、令和5年3月31日をもって廃止する。